

なごや暮らしのあんしん情報

●ガスの小売り全面自由化が始まります。 便乗した勧誘に注意！契約する場合は、内容をしつかり確認!!

本年4月1日から新たな事業者からのガスの供給が開始されます。あわてて契約する必要はありません。昨年4月からの電力小売り全面自由化に関する相談事例を参考に、**便乗した勧誘やトラブル**に遭わないようにしましょう。

●参考：電力小売り自由化の際の相談事例

- ①電話勧誘で気づかないうちに契約したことになっていた
- ②電力の自由化を理由として投資勧誘された
- ③大手電力会社の名前をかたる業者から個人情報を聞かれた
- ④メーター交換の際に電気温水器の購入をすすめられた
- ⑤アパートの管理会社から電力会社の変更を求められた
- ⑥電力会社の変更を二重に申し込んでいた

(経済産業省や国民生活センター等への相談事例より)



注意しましょう!!

Aガスの小売自由化に伴い新たな機器を購入する必要はありません。

すでに小売り自由化に便乗したガス機器等の販売が行われています。ほんとうに必要かよく考えて購入しましょう。

B都市ガス会社を名乗る電話であっても、安易に個人情報を伝えず、社名や担当者名、連絡先を聞いてメモし、都市ガス会社に確認をしましょう。

C契約の内容をきちんと確認しましょう。

ガス小売事業者は、契約内容を契約前に説明すること、書面を交付することが義務付けられています。契約時には、正確な情報を収集し、契約期間や中途解約、セット販売の内容・割引条件など契約内容をしつかり確認し、納得したうえで契約しましょう。

D契約する事業者が国の登録を受けた「ガス小売事業者」であるか確認しましょう。

E点検や緊急対応は、これまでどおり都市ガス会社(名古屋市内は東邦ガス)が行います。

★ガスの小売自由化に関し、わからないことや不審に思った場合は、

経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会相談窓口(03-3501-5725)へ相談しましょう

見守り 新鮮情報

パソコンで動画を見ていたら、突然**警告音**が鳴り出し、止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった**電話番号**に連絡してしまった。電話の相手が、1万円ほど払えば**音を消してくれる**と言うので、仕方なくお願ひし、クレジットカード番号を教えた。相手の**指示**に従い**パソコンを操作**した後、**遠隔操作**により**警告音と画面は消えた**が、不審である。

(60歳代 男性)



ウェブサイト閲覧中のニセの警告音にだまされないで

ひとこと助言



- パソコンでサイトの閲覧中に、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」等という警告表示が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡せんように仕向ける事例が報告されています。音や画面表示が出ても、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。
- 画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決して画面の連絡先に、電話をしてはいけません。
- 警告音や画面を消す方法は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページが参考になります。

★困った時は、すぐに、下記の名古屋市消費生活センターにご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第270号（2017年1月11日）発行：独立行政法人国民生活センター



おかしいなと
思つたら相談を！

おかしいなと思ったら、一人で悩まず、名古屋市消費生活センターへご相談ください。相談は無料(秘密厳守)となっています。



マスコットキャラクター
コアラのハッピー

名古屋市消費生活センター

☎ 052-222-9671

☎ 052-222-9690

月曜～金曜日
午前9:00～午後4:15

土曜・日曜日
午前9:00～午後4:15